

市有財産売払い 競争見積実施要領 (公用車)

【参加申込期間及び場所】

期 間 令和8年1月13日(火)～令和8年1月30日(金)
(上記の期間の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)
場 所 阪南市立保健センター (健康増進課)

【見積書提出期限及び場所等】

日 時 令和8年2月13日(金) 12時(正午)
場 所 阪南市立保健センター (健康増進課)

【注意】

この見積に参加を希望される方は、事前に申込みが必要です。
この実施要領の記載内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

阪 南 市

1 見積物件

品名 公用車 小型乗用自動車（トヨタ製、カラーフィールダー）

数量 1台

最低売却価格 ￥22,000.-（税込）（リサイクル料金を含む）

物件（車両）の仕様書			
登録事項等証明書に記載内容			
車両番号	和泉501せ4861	登録年月日	平成16年4月9日
初年度登録年月	平成16年4月	自動車の種別	小型
用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	ステーションワゴン	車名	トヨタ
型式	CBA-NZE121G	乗車定員	5人
車両重量	1100kg	車両総重量	1375kg
車台番号	NZE121-0292252	原動機の型式	1NZ
長さ	441cm	幅	169cm
高さ	151cm	総排気量	1.49L
燃料の種類	ガソリン	前前軸重	660kg
後後軸重	440kg	自動車検査証有効期限	令和9年4月10日
最大積載量	- kg	リサイクル料金	預託済み (預託金10,780円、資金管理料金480円)
基本情報			
トランスミッション	AT（オートマチック）		
ハンドル	右		
車体の色	シルバー		
走行距離	98,264 km（令和7年12月2日現在）		
引渡時保管場所	阪南市黒田263-1（阪南市立保健センター）		
車両等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・集中ドアロックあり。パワーウインドウあり。バックモニターなし。 ・長年の使用劣化により、車体及び内装にキズ凹み、サビ、タイヤの摩耗、汚れ等あり。 ・自動車リサイクル料は預託済み。（ABC券有り・番号0402-9415-9583） ・車検証による（走行距離計表示値）97,000km（令和7年4月8日） （旧走行距離計表示値）93,000km（令和5年4月4日） ・自動車賠償責任保険期間期限：令和9年5月8日 午前12時 		
引渡条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現有姿による引渡とします。いかなる場合でも、引き渡し後の返金・返品・交換はできません。また、阪南市は瑕疵担保責任を負いません。 ・権利移転手続き、移送の手配及び費用負担は落札者で負担してください。 		
その他	上記内容は職員の目視及び操作によるもので、正確な車両の状況を説明するものではありませんので、入札車両公開期間に実際に確認をして入札に参加してください。		

2 見積の方法

競争見積により、阪南市が定める最低売却価格以上の金額で、最高価格で見積した者を買受予定者とし、売買契約を締結する。

3 見積の参加資格

(1) 法人又は個人（市内外を問わない）で、あらかじめ本競争見積参加の申込みをした者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人（ただし、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ、それを証明する医師の診断を提出できる者を除く。）でない者。

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 未成年者であって、契約締結のために必要な保護者の同意を得ていない者

オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 国税又は地方税を滞納していない者

(5) 阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者。

(6) 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月2

1日決裁)に基づく入札参加除外措置を受けていない者。

- 4 見積物件の下見を希望する者は、あらかじめ下記に連絡のうえ、調整すること。
なお、物件の試乗・操作はできない。

公開日時：令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）

（上記の期間の閉庁日を除く午前9時から午後4時まで）

公開場所：阪南市立保健センター（健康増進課）（大阪府阪南市黒田263-1）

連絡先：阪南市健康福祉部健康増進課

TEL:072-472-2800

※当該車両は、経年劣化等による錆や傷、装備等の不具合があると思われるため、下見を行うことを推奨する。（見積後の苦情等には、一切応じない。）

5 質問の方法について

見積に関して質問がある場合は、市指定の質疑書（様式5）に内容を記入のうえ、下記提出先へ直接持参するか、メールにより送信すること。ただし、メール送信の場合は、併せて電話連絡を行うこと。なお、電話による質疑は一切受け付けないものとする。

（1）質問の期間

令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）

（上記の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

（2）質問の提出先

阪南市立保健センター（健康増進課）

住所：〒599-0203 大阪府阪南市黒田263-1

メールアドレス：kenkou-z@city.hannan.lg.jp

（3）質問への回答方法

令和8年2月5日（木）までに、阪南市ウェブサイトにて回答する。

6 見積参加申込方法

この見積に参加を希望する者は、下記により事前に申込みをすること。

（1）申込期間

令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）

（上記の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 申込場所

阪南市立保健センター（健康増進課）（大阪府阪南市黒田263-1）

上記場所に持参又は郵送（郵送の場合は、「書留」又は「簡易書留」にて、上記期限までに必着のこと。）

(3) 申込みに必要な書類

見積参加希望者は次の書類を提出すること。

【個人で申込む場合】

- ① 競争見積参加申込書（様式1）
- ② 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
- ③ 委任状（代理人に委任する場合のみ）（様式3）
- ④ 使用印鑑届（様式4）
- ⑤ 印鑑登録証明書（市町村発行）
- ⑥ 身元証明書（市町村発行）
- ⑦ 納税証明書（直近1年間分）

（a）個人の市町村税（居住地の市町村長発行、未納のない証明書）

【法人で申込む場合】

- ① 競争見積参加申込書（様式1）
- ② 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
- ③ 委任状（代理人に委任する場合）（様式3）
- ④ 使用印鑑届（様式4）
- ⑤ 印鑑登録証明書（法務局発行）
- ⑥ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑦ 納税証明書（直近1年間分）

（a）法人税及び消費税（税務署発行、様式その3の3）

（b）本社の法人事業税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

※ ⑤～⑦は明確な複写（コピー）で代用することができるものとする。

※ ⑤～⑦の証明書は、令和7年10月13日以降の発行のものとする。

※ 納税証明書は税金未納がないことが確認できるもの。

※ 提出された書類は返還しない。

7 見積参加申込にあたっての留意事項

- (1) 見積に参加を希望する者は、この見積実施要領、物件仕様書及び市有財産売買契約書(案)の各条項並びに見積物件の法令上の規制を全て承知した上で、参加申込及び見積を行うこと。
- (2) 見積者は、1件の見積において他の見積者の代理人となることはできない。また、代理人は、1件の見積において複数の見積者の代理人となることはできない。
- (3) 参加受付後、次のいずれかに該当することとなった場合は、その受付を無効とする。
 - ① 申込資格がないことが判明したとき。
 - ② 参加申込書等の提出書類に虚偽の記載があったとき。

8 見積書提出期限及び場所等

日 時：令和8年2月13日(金) 12時00分(正午)

場 所：阪南市黒田263-1(〒599-0203)

阪南市立保健センター (健康増進課)

方 法：上記場所に持参又は郵送(郵送の場合は、「書留」又は「簡易書留」にて、上記期限までに必着のこと。)

9 見積に関する注意事項

- (1) 見積書は、本市指定様式(様式6)を使用すること。見積者又は代理人は、**見積書の見積者(代理人)欄**に住所、氏名を記入し(会社等の団体のときは、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し)、使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 見積書に記載する金額は、1円の整数倍を単位とし、消費税及び地方消費税及びリサイクル料金を含んだ金額とすること。
- (3) ボールペン等の訂正が容易にできない筆記用具により記載すること。なお、**数字の直前には「¥」を必ず記入すること。**
- (4) 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積を中止又は期日を延期することがある。

10 見積の無効

次に掲げる事項に該当した場合は、当該見積は無効とする。

- (1) 見積書に記載すべき事項を欠く、又は見積書に記載した文字が判読できないと

き。

- (2) 見積書に記名押印、「¥」の記入がないとき。
- (3) 見積金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (4) 代理人の見積の場合において、委任状の提出がないとき。
- (5) 見積者若しくはその代理人が他の見積者の代理人となり見積したとき。
- (6) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
- (7) その他見積に関する条件に違反したとき。

1.1 買受予定者の決定方法

- (1) 有効な見積を行った者のうち、見積書に記載された金額が最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって見積した者を買受予定者とする。
- (2) 買受予定者となるべき者が2人以上いるときは、くじ引きにより買受予定者を決定する。くじ引きをする日程などについては、対象者に別途通知するものとする。なお、この場合、見積者又は代理人が、くじ引きに参加できない場合、阪南市が代理でくじ引きを行う。

1.2 見積結果について

(1) 通知方法

- ・ 阪南市ウェブサイトにて買受予定者の名称及び見積額を公表する。
- ・ 買受予定者にのみ通知書を送付する。

(2) 日時

令和8年2月20日（金）までに発表

1.3 契約締結及び売買代金の納付等について

- (1) 売買契約は、必ず買受予定者の名義で締結すること。
- (2) 市と買受予定者との売買契約は、見積終了後11日以内に、市有財産売買契約書により締結すること。
- (3) 買受予定者は、契約締結後14日以内に、売買代金の全額を市の指定する方法により納付すること。
- (4) 車両の引渡しは、売買代金の納付が確認できた後に行うこと。
- (5) 買受予定者は、引渡しから15日以内に名義変更を行い、手続完了後、速やかに本市に証明書の写しを提出すること。

- (6) 名義変更、移送等の手続は買受予定者が行い、それらに伴う費用も買受予定者負担とする。

1 4 その他

- (1) 車両の状態は現状渡しとし、買受人は、売買契約締結後、物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (2) 本見積りに要した諸費用等は、買受予定者の負担とする。
- (3) 市有財産売買契約書締結後引き渡しまでの間において、災害などによる事故が発生しても、阪南市はその責を一切負わない。
- (4) 車両の引渡し後、搬送中などに発生した事故及び故障等についても、買受予定者の責任とし、阪南市はその責を一切負わない。
- (5) 引き渡し後に車両を解体する場合、車両の装備及び状態により、リサイクル料金が必要になることがあるが、その費用については、買受予定者の負担となるので、留意すること。
- (6) 買受予定者が売買契約に定める義務を履行しないときは、市は売買契約を解除することができる。
- (7) 買受予定者が売買契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) この競争見積実施要領に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法施行令、阪南市財務規則等の定めるところにより阪南市長が決定する。

問い合わせ先

阪南市健康福祉部健康増進課

TEL 072 - 472 - 2800